

# 牟田事務所 許可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2016.2

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

## ★建設業★ 学歴社会！求むは工業高校・工業大学！

建設業に限らず、12月退職、1月入社、3月退職、4月入社といった具合に、人の動き（入退社）が活発になるシーズンです。

もしかしたらお手元にいくつか履歴書がございますか？

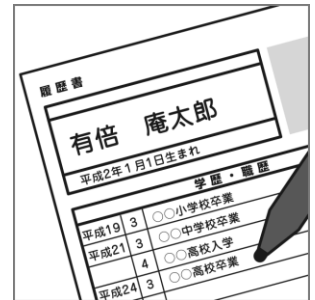
経験者ならまだしも、**新卒は誰も一緒と思っていないか？**

会社から自宅が近いなあ、睡眠・食事は大事だから地元がいいよな。

学生時代は野球部かあ、チームワークには期待できそうだな。

ご家族も建築関係なら、どんな仕事かだいたい想像してくるだろう。

どれもこれも大事な事ですね。



**専任技術者&配置技術者の要件として、ペーパーライセンスのほか、**

1業種につき実務経験10年あれば同等と取扱われるのは、もう皆様ご存知。

工業高校卒業の方であれば実務経験7年（3年緩和）、

工業大学卒業の方であれば実務経験5年（5年緩和）、

**学歴によって経験年数が緩和がされるのをご存知ですか？**ちなみに牟田は工業高校の出身です、なんと15歳で職人を志した！訳ではなく、そこが愛知県

で有名な吹奏楽部の名門校だったという理由です。じゃ、牟田先生は7年で専任&配置技術者に！？それがなれないんです。ちなみに専攻は普通科です。（フツウイカではありません…）

**工業ならなんでもいいって訳じゃない、〇〇科でなければいけません。**

ちなみに中退は要件に該当しませんので、

**採用時に卒業証明や卒業証書の写しを預かっておけば安心ですね。**

資格は定期的に更新講習が必要なものもあるので、

うっかりしていると無効になってしまうことがあります、

卒業証明や卒業証書は未来永劫変わりませんからね。

**掘ってみると「あ、うちにも工業がいた！」よくあります、**

**一足早く現場&営業所の顔になる方々です、大事にしてくださいね。**



## ★運送業★ バス事故多発！運賃実態調査へ



長野県軽井沢町でスキーツアーのバスが道路から転落し、死者 15 人、重軽傷者 26 人の事故が発生！この業者に対し、貸し切りバス事業許可取消処分決定。

通常行われる点呼は当然に乗務前・後に、運行管理者あるいは補助者がドライバーに対し、原則対面で行うもの。点呼では、健康状態や酒気帯びの有無の確認等、法定項目があり、確実にこれを実施することになっている。しかし事故の当日、**運行管理者及び補助者が共に遅刻！**点呼を行わないままドライバーは出発・・・今回の事故は予定のルートから外れた道路で起きました。**点呼未実施だったにもかかわらず、点呼記録簿には点呼を行ったという押印が・・・**

運転者と管理者は顔を合わせる時間が少ないため、点呼は安全に運行する最後の砦といわれている。拘束時間の管理や健康管理を行う点呼は、監査や巡回指導でも最重点事項とされ、事故防止にとっても大切な役割をもっている。管理者の遅刻は非常に許し難いが、多くの**運転者に補助者の資格（基礎講習修了者）をとらせる**ことで点呼未実施は場合によって防げるのだ！

また今回事故を起こした運転者を含め、合計 10 名の運転者が健康診断を受けておらず、事故発生 20 日前バス 1 台停止と行政処分を受けていた。2 月中に健康診断を受けさせるということで、健康診断を受けていない状態で運転をしていました。その他にも運転記録計に用紙を装着していなかったり、違法な長時間運転、乗務員台帳への記載漏れなど、運行管理において多くの違反が発覚。

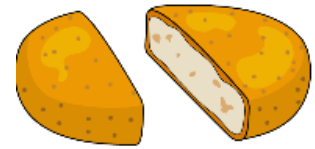
行政処分の日車数				
貨物		違反内容	旅客	
初違反	再違反		初違反	再違反
警告	10 日車	点呼 未実施 ※電話点呼を未実施に含む	100 回中 19 以下 警告 20～49 10 日車 50～ 20 日車	100 回中 19 以下 10 日車 20～49 20 日車 50～ 40 日車
30 日車	60 日車	点呼記録 不実記載	30 日車	60 日車
50%未満警告 50%以上 10 日車	50%未満 10 日車 50%以上 20 日車	健康診断 未実施	50%未満警告 50%以上 10 日車	50%未満 10 日車 50%以上 20 日車
10 日車	20 日車	タコグラフ 未装着	10 日車	20 日車

しかし今回、特に注目したいのは・・・

バス会社はツアー会社から**基準値を下回る価格で運行を担っていた**ということ。今回の事故を機に国交省は【**バス算入基準を見直し、監査強化、処分厳格化！**】とまた運送業者にはより一層の安全が求められます。人件費に車両整備・管理費・・・バスのみならず、貨物の分野においても安くて安全、高品質なんて不可能。安全にはお金がかかるということを周知して頂き、この事故をきっかけに、**安いものこそ危険と隣り合わせ**ということを、私たちが理解し、そんな業者を選ばない。そして旅行会社や荷主は**不当な運賃で依頼**しない。そして、運送業者においてもそんな安価な運賃で請け負う事業所がなくなれば！と思います。

それにしても、あまりにもたくさんの尊い命が失われました。このことは、決して忘れてはならないと思います。そして、私たちは、もっと誠実に生きていきたいとも思います。磯崎

## ★産 廃★ 廃棄物横流し事件



世間をにぎわしている廃棄物横流し事件、まさに地元業者が行った不祥事だけに他人事と考えることが出来ません。

壺番屋のカツだけではなく、名だたる業者の製品が横流しされていたことが発覚し、本当に日本で起こっている事件なのか？と信じられない気持ちです。

食品業者にとって、廃棄処分した食品が横流しされる＝消費者の健康被害に繋がる恐れがあり、**不法投棄されるよりも恐ろしいリスク**になります。

では、この事件でどのような廃掃法違反に該当するのか・・・

不法投棄をされたわけではないため、排出事業者（壺番屋とはじめとした食品業者）が措置命令の対象になることはなさそうです。また委託基準違反についても処分終了報告のマニフェストが全量処分済みとして返送されていたようですので、それも対象にならず、廃掃法違反を問われることはなさそうです。

では横流しを行ったダイコーは？まずは**マニフェストの虚偽記載**です。

壺番屋から委託された約4満枚のビーフカツのうち、3万枚を横流ししていたにもかかわらず、**全量「処分終了」として排出事業者に報告**していたのであれば、明らかに虚偽の記載であり、刑事罰としては廃掃法第29条「**6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金**」の対象です。また、環境省が行政処分の指針で示しているマニフェストの虚偽記載に対する行政処分の目安は、「**事業の全部停止30日間**」です。

しかし、横流しをした行為については、廃掃法違反に該当するか否か微妙なところですが。

委託を受けた廃棄物を保管し、**売れるものと売れないものに選別する行為**は、実は処分業（中間処理）の許可では行えません。**収集運搬の積替え保管許可が必要**になります。処分業（中間処理業）の一環として認められる選別は、【機械や設備を用いた中間処理として許可された「選別」】、【中間処理施設に投入する前の手作業による異物の除去】、【磁選選別や風力選別等による異物の除去】となり、いずれも産業廃棄物の中間処理を円滑に行うために必要な異物の除去が定義となります。

今回、横流しをしたダイコーの許可情報を確認してみると、動植物性残さの積替え保管の許可を取得しており、中間処理をせずに売却したとしても廃掃法違反にはならないのです。ただし、マニフェストで「全量中間処理済み」と報告するのは虚偽であり、売却したのであれば「●●t売却」と有価物の抜取り量を記載しないとはいけません。

仮に、このケースで動植物性残さの積替え保管許可を取得していなかった場合は、廃掃法第25条の「**5年以下の懲役、または1千万円以下の罰金、もしくはこれの併科**」の対象になる可能性があります。

この事件を受け、愛知県は**県内全54業者**に立ち入り検査を行うと発表しています。前途した中間処理業者が積替え保管行為をする件も含め、ご心配な事業者様は牟田事務所までご連絡ください。



## ★遺言★「全財産は家政婦に…」の遺言有効！

2011年に死去し「遺産は全て家政婦に渡す」としていた資産家女性の遺言に反し、実娘2人が遺産を不当に持ち去ったとして、家政婦の女性が遺産の返還を実娘側に求めた訴訟の判決が東京地裁でありました。これは極端な例ですが、もしもの時…ちょっと考えてみませんか。

遺言は、人の死後に効力が生じます。だから、一定の厳格な方式が求められるというものです。心と体が健康なうちに、そして折角の遺言が無効にならないように一緒に勉強しましょう。

## ★任意後見契約★「もし、自分が分からなくなったら…」

将来、もし自分で自分のことが分からなくなったら、判断ができなくなったら…年を重ねるとともに、色々な能力が減退するのは仕方のないことです。そうなっても、今のよう自宅で生活をしたい、希望する施設に入りたい、病気になっても困らないようにしておきたい。そのような時に、支援してくれる方を「任意後見人」といいます。これは、公正証書によって「契約」をしておく必要があります。

65歳以上の方が3,000万人超、人口の約25%です。2012年の認知症高齢者は462万人、85歳以上になると4人に1人が認知症が発症されると言われています。

→気になる方は別紙のセミナー案内へ



バトンタッチセミナー番外編  
会社経営者（社長・役員）の遺言！任意後見契約  
3月7日(月)16:30～ 詳細別紙参照

## ★特殊車両通行許可申請 入替・追加も新規申請

現在、申請をしてから審査に入るまでに55日程度・・・2ヶ月弱、申請しても内容さえ見てもらえない状態です。

特殊車両通行許可手続きについて簡素化されたと言われるも、審査までに2ヶ月、審査開始から協議先の道路管理者に回答をもらうまで場所によってはさらに1ヶ月や2ヶ月を要することもあります。

牟田事務所では電子申請ではなく個別窓口へ直接申請を行い、少しでも審査期間の短縮を図っています。

許可期限は2年間ですが、更新許可申請をする際、**車両を入れ替えたり、経路を追加したり変更**したりすると**新規許可申請として申請**し直さなくてはなりません。

その分、審査期間も長くなってしまいますので、車両の入替を予定されていたり経路の見直しを検討されている事業者様はお早めにご相談ください。

